

シンジーサポート利用規約（約款）

2026 年1月1 日版

第1条（目的）

本規約は、株式会社ビスト（以下「当社」といいます）が提供する「シンジーサポート」（以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。

会員は、本規約に同意の上、本サービスを利用するものとします。

第2条（サービス内容）

1. 本サービスは、会員の居住する住宅において発生した緊急トラブルに対し、電話受付および現地への駆けつけ対応を行う生活サポートサービスです。

2. 主な対応内容は次の通りとします。

1. 水回りのトラブル（トイレ詰まり、蛇口水漏れ等）
2. 鍵のトラブル（紛失、閉じ込み等）
3. ガラス破損
4. 電気設備の軽微なトラブル

3. 本サービスは、応急的な処置を目的とするものであり、完全な修理を保証するものではありません。

第3条（サービス提供時間）

本サービスの受付は 24 時間 365 日とします。ただし、天災・交通事情その他やむを得ない事情により対応できない場合があります。

第4条（無料対応範囲）

1. 当社は、以下の範囲を無料対応とします。

技術スタッフ1名の出張

作業時間30分以内の応急作業

2. 次の場合は有料となる場合があります。

部品交換

特殊作業

30分を超える作業

第5条（対象外サービス）

次の各号に該当する場合、本サービスの対象外とします。

1. 家電製品の故障
2. 給湯器・エアコン等の設備機器の故障
3. 共用部分の設備
4. 故意または重大な過失による損傷
5. 建物構造に関わる修繕
6. その他当社が対応困難と判断した場合

第6条（会員資格）

1. 本サービスは、当社と契約した会員およびその同居人が利用できます。
2. 利用時には本人確認を行う場合があります。

第7条（料金）

1. 本サービスの利用料金は、当社が別途定める料金表に従うものとします。
2. 有料作業を行う場合は、事前に利用者へ説明し了承を得た上で実施します。

第8条（免責事項）

1. 当社は、次の損害について責任を負いません。

天災や不可抗力による損害

会員の故意または過失による損害

2. 本サービスは応急処置を目的としており、完全な修理や再発防止を保証するものではありません。

第9条（契約期間および解約）

1. 契約期間は契約日から2年間とし、自動更新される場合があります。
2. 会員は所定の方法により解約することができます。
3. 既に支払われた料金は原則返金されません。

第10条（規約の変更）

当社は、必要に応じて本規約を変更することがあります。変更後の規約は当社が定める方法により通知または公表します。

第 11 条（準拠法および管轄）

本規約は日本法に準拠し、本サービスに関する紛争は当社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。